

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定入院医療機関運営ガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な事務の流れ</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の主な事務</p> <p>① 他の指定入院医療機関への転院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ この転院は、次の要件を満たすと認められる場合に行われるものであり、病院運営上の理由による転院は認められない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>治療が非常に困難な対象者について転院により精神障害の改善が見込まれる場合。</u> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>転院先の指定入院医療機関は、転院元の指定入院医療機関に概ね3回(転院後3ヶ月、6ヶ月及び退院許可又は処遇終了の決定時)、転院後の診療情報を提供する。</u> <p>②～⑤ (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">指定入院医療機関運営ガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な事務の流れ</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の主な事務</p> <p>① 他の指定入院医療機関への転院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ この転院は、次の要件を満たすと認められる場合に行われるものであり、病院運営上の理由による転院は認められない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (新設) ・ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (新設) <p>②～⑤ (略)</p> <p>4～6 (略)</p>